

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡県経済産業部商工業局地域産業課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

令和6年2月16日

静岡県知事 川勝平太

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

クリエイトS・D函南仁田店 田方郡函南町仁田字沢ノ前15-2ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社クリエイトエス・ディー 神奈川県横浜市青葉区荏田西二丁目3-2 代表取締役 瀧屋幸彦

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後	変更年月日
クリエイトエス・ディー函南仁田店	クリエイトS・D函南仁田店	令和5年4月1日

(2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

氏名又は名称	変更前	変更後	変更年月日
株式会社クリエイトエス・ディー	代表取締役 廣瀬泰三	代表取締役 瀧屋幸三	令和5年9月1日

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

氏名又は名称	変更前	変更後	変更年月日
株式会社クリエイトエス・ディー	代表取締役 廣瀬泰三	代表取締役 瀧屋幸三	令和5年9月1日

4 変更年月日

上記のとおり

5 届出年月日

令和6年1年29日

=====

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡県経済産業部商工業局地域産業課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

令和6年2月16日

静岡県知事 川勝平太

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

クリエイトS・D函南南仁田店 田方郡函南町仁田字西の前124-4ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社クリエイトエス・ディー 神奈川県横浜市青葉区荏田西二丁目3-2 代表取締役 瀧屋幸彦

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後	変更年月日
クリエイトエス・ディー函南大土肥店	クリエイトS・D函南南仁田店	令和5年4月1日

(2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

氏名又は名称	変更前	変更後	変更年月日
株式会社クリエイトエス・ディー	代表取締役 廣瀬泰三	代表取締役 瀧屋幸三	令和5年9月1日

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

氏名又は名称	変更前	変更後	変更年月日
株式会社クリエイトエス・ディー	代表取締役 廣瀬泰三	代表取締役 瀧屋幸三	令和5年9月1日

4 変更年月日

上記のとおり

5 届出年月日

令和6年1年29日

=====

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡県経済産業部商工業局地域産業課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

令和6年2月16日

静岡県知事 川勝平太

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

クリエイトS・D袋井山名店 袋井市山名町1-1

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社クリエイトエス・ディー 神奈川県横浜市青葉区荏田西二丁目3-2 代表取締役 瀧屋幸彦

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

氏名又は名称	変更前	変更後	変更年月日
株式会社クリエイトエス・ディー	代表取締役 廣瀬泰三	代表取締役 瀧屋幸三	令和5年9月1日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

氏名又は名称	変更前	変更後	変更年月日
株式会社クリエイトエス・ディー	代表取締役 廣瀬泰三	代表取締役 瀧屋幸三	令和5年9月1日

4 変更年月日

上記のとおり

5 届出年月日

令和6年1年29日

=====

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡県経済産業部商工業局地域産業課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

令和6年2月16日

静岡県知事 川勝平太

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

クリエイトS・D三島南町店 三島市南町264-10

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社クリエイトエス・ディー 神奈川県横浜市青葉区荏田西二丁目3-2 代表取締役 瀧屋幸彦

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後	変更年月日
(仮称) クリエイトSD三島南町店	クリエイトS・D三島南町店	令和5年4月1日

(2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

氏名又は名称	変更前	変更後	変更年月日
株式会社クリエイトエス・ディー	代表取締役 廣瀬泰三	代表取締役 瀧屋幸三	令和5年9月1日

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

氏名又は名称	変更前	変更後	変更年月日
株式会社クリエイトエス・ディー	代表取締役 廣瀬泰三	代表取締役 瀧屋幸三	令和5年9月1日

4 変更年月日

上記のとおり

5 届出年月日

令和6年1年29日

=====

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡県経済産業部商工業局地域産業課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

令和6年2月16日

静岡県知事 川勝平太

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

クリエイトS・D御殿場永原店 御殿場市萩原字追分1273-12ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社クリエイトエス・ディー 神奈川県横浜市青葉区荏田西二丁目3-2 代表取締役 瀧屋幸彦

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後	変更年月日
-----	-----	-------

クリエイトSD御殿場永原店	クリエイトS・D御殿場永原店	令和5年4月1日
---------------	----------------	----------

(2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

氏名又は名称	変更前	変更後	変更年月日
株式会社クリエイトエス・ディー	代表取締役 廣瀬泰三	代表取締役 瀧屋幸三	令和5年9月1日

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

氏名又は名称	変更前	変更後	変更年月日
株式会社クリエイトエス・ディー	代表取締役 廣瀬泰三	代表取締役 瀧屋幸三	令和5年9月1日

4 変更年月日

上記のとおり

5 届出年月日

令和6年1年29日

=====

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡県経済産業部商工業局地域産業課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

令和6年2月16日

静岡県知事 川勝平太

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

クリエイトS・D御殿場中山店 御殿場市竈字大石864-1ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社クリエイトエス・ディー 神奈川県横浜市青葉区荏田西二丁目3-2 代表取締役 瀧屋幸彦

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後	変更年月日
クリエイトSD御殿場中山店	クリエイトS・D御殿場中山店	令和5年4月1日

(2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

氏名又は名称	変更前	変更後	変更年月日
--------	-----	-----	-------

株式会社クリエイトエ ス・ディー	代表取締役 廣瀬泰三	代表取締役 瀧屋幸三	令和5年9月1日
---------------------	------------	------------	----------

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

氏名又は名称	変更前	変更後	変更年月日
株式会社クリエイトエ ス・ディー	代表取締役 廣瀬泰三	代表取締役 瀧屋幸三	令和5年9月1日

4 変更年月日

上記のとおり

5 届出年月日

令和6年1月29日

=====

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡県経済産業部商工業局地域産業課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

令和6年2月16日

静岡県知事 川勝平太

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

クリエイトS・D御殿場新橋店 御殿場市新橋740-1ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社クリエイトエス・ディー 神奈川県横浜市青葉区荏田西二丁目3-2 代表取締役 瀧屋幸彦

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後	変更年月日
クリエイトSD御殿場新橋店	クリエイトS・D御殿場新橋店	令和5年10月1日

(2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

氏名又は名称	変更前	変更後	変更年月日
株式会社クリエイトエ ス・ディー	代表取締役 廣瀬泰三	代表取締役 瀧屋幸三	令和5年9月1日

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

氏名又は名称	変更前	変更後	変更年月日
株式会社クリエイトエス・ディー	代表取締役 廣瀬泰三	代表取締役 瀧屋幸三	令和5年9月1日

4 変更年月日

上記のとおり

5 届出年月日

令和6年1月29日

=====

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡県経済産業部商工業局地域産業課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

令和6年2月16日

静岡県知事 川勝平太

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

クリエイトS・D伊豆修善寺店 伊豆市加殿55-1ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社クリエイトエス・ディー 神奈川県横浜市青葉区荏田西二丁目3-2 代表取締役 瀧屋幸彦

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後	変更年月日
クリエイトS・D伊豆加殿店	クリエイトS・D伊豆修善寺店	令和5年10月1日

(2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

氏名又は名称	変更前	変更後	変更年月日
株式会社クリエイトエス・ディー	代表取締役 廣瀬泰三	代表取締役 瀧屋幸三	令和5年9月1日

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

氏名又は名称	変更前	変更後	変更年月日
株式会社クリエイトエス・ディー	代表取締役 廣瀬泰三	代表取締役 瀧屋幸三	令和5年9月1日

4 変更年月日

上記のとおり

5 届出年月日

令和6年1月29日